

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

在宅介護支援センター等の転用に関する
Q & Aについて

計2枚（本送信票除く）

vol. 67

平成18年3月1日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

在宅介護支援センター等の転用に関するQ&Aについて

国庫補助事業により整備した在宅介護支援センター等の転用の手続きについて、多数照会が寄せられていることから、別添のとおりQ&Aを作成しましたので、管下市町村に対して、周知方よろしく申し上げます。

厚生労働省老健局計画課施設・計画係
TEL 03-5253-1111（内線 3928）

在宅介護支援センター等の転用に関するQ&A

問 国庫補助金を受けて設置した在宅介護支援センターを地域包括支援センターに転用する場合、補助金の返還や財産処分の承認手続きが必要となるのか。

(答)

国庫補助事業により整備した在宅介護支援センターを地域包括支援センターへ転用する場合には、

- ① 同種の事業に用いるものであるので、補助金の返還は不要であるとともに、
- ② 今回の介護保険制度改革に伴い必要となる他の転用（※）も含め、国庫補助事業完了後10年を経過していない場合であっても、地方厚生（支）局への報告手続きをもって転用が行えるよう、財産処分承認手続きの簡素化を図ることを検討している。

（※）例えば、国庫補助事業により整備した養護老人ホームの一部を訪問介護事業所や通所介護事業所へ転換する場合、認知症対応型デイサービスセンターを小規模多機能型居宅介護拠点に転換する場合 等